

大阪市立北津守小学校
校長 石倉 雅之

【重要】非常変災時等の措置について

平素は、本校教育活動にご理解とご支援を賜り、まことにありがとうございます。

本校の地震・台風等の非常変災時等の措置については、次のようにになります。ご確認ください。

I 臨時休業措置の基準について

7:00の時点で、以下の表にある状況の場合には、学校は臨時休業となります。また、7:00を過ぎて始業時刻(8:30)までに、次の態様及び規模の災害等が発生した場合についても、学校は臨時休業の措置をとります。

ア	大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ	西成区のいずれかの地域において河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等の避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。
ウ	大阪市のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
エ	「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

* ただし、登校の安全が確保できない事態、その他学校周辺の緊急事態等の発生、その他教育活動の実施が困難と認められる場合には、校長の判断により臨時休業の措置をとることがあります。

2 臨時休業措置のお知らせ方法について

7:00を過ぎて始業時刻(8:30)までに臨時休業措置とした場合、ミマモルメ・学校ホームページへの掲載の手段により連絡します。

3 臨時休業措置にもかかわらず児童が登校してしまった場合

保護者の方に迎えに来ていただきます。児童は学校待機となります。諸事情によりすぐに来られないとときは、学校へ連絡をお願いします。

4 登校後に下校措置が決定した場合

保護者の方に児童引き渡しの依頼を、ミマモルメ・学校ホームページ掲載の手段により連絡します。児童はそれまで学校待機となります。

【学校の対応】

- 教室や会議室で児童を待機させます。

- ミマモルメ・学校ホームページへの掲載を通して、児童引き渡しの依頼を連絡します。

【児童の動き】

- 学級担任とともに教室や会議室で待機し、保護者のお迎えを待ちます。

【保護者の方へのお願い】

- ミマモルメ・学校ホームページを確認後、教室や会議室までお子様のお迎えをお願いします。

- すぐにお迎えに来られない場合は、学校へ電話連絡をお願いします。

* 連絡がない場合は、学校から連絡することがあります。確実に連絡がとれる状態にしておいてください。

5 その他 — お知らせとお願い —

* ミマモルメの登録がまだのご家庭は、登録をお願いします。機種変更等の場合は連絡いただき、確実にメール配信が行える状態にしておいてください。

* 災害時、ミマモルメや学校ホームページをこまめにチェックするようにしてください。アクセス集中などにより簡易ホームページが表示された場合は、「TOP(最新記事)」をクリックすると内容を確認することができます。

* 万が一、通信手段が使用できない場合でも、保護者の方のお迎えをお願いします。

* 津波警報の発令、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難を最優先とします。

* 学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点での活動中止となりますので、お迎えをお願いします。